

総社市浄化槽清掃業の許可に関する審査基準

設定年月日：令和2年12月24日

【許可対象者審査基準】

- 1 浄化槽清掃業の事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令（環境省関係浄化槽法施行規則第11条）で定める技術上の基準に適合するものであること。
- 2 浄化槽清掃業許可申請者が自ら業務を実施するものであること。
- 3 浄化槽清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 浄化槽法又は浄化槽法に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ロ 浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - ニ 浄化槽法第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
 - チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
 - ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

- 4 浄化槽清掃業申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下これらの者を「暴力団員等」という。）でないこと。
- 5 浄化槽清掃業申請者が法人の場合にあつては、その役員又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ト及びヌの政令で定める使用人のうち暴力団員等がないこと。
- 6 浄化槽清掃業申請者が個人の場合にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号ト及びルの政令で定める使用人のうちに暴力団員等がないこと。

【事務所審査基準】

- 1 営業所の見やすい場所に以下の項目を記載した標識を掲げていること。
 - イ 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
 - ロ 許可を行った市町村長名
 - ハ 許可番号
 - ニ 前号の許可番号に係る許可年月日及び許可の期間
- 2 浄化槽の清掃に関する帳簿を備えていること（毎月末までに前月中分の記載を終了していること）。
 - イ 帳簿の記載事項
 - ・ 清掃年月日
 - ・ 清掃を行った浄化槽管理者氏名
 - ・ 当該浄化槽の設置場所
 - ロ その他
 - ・ 帳簿は1年ごとに閉鎖して、閉鎖後5年間事業場ごとに保存されていること。
 - ハ 事務所には従業員が常駐し、いつでも市からの連絡がとれること。

【技術上の基準適合に関する審査基準】

環境省関係浄化槽法施行規則第11条の規定による技術上の基準として、以下を有していること。

- 1 以下の器具を有していること。
 - イ スカム及び汚泥厚測定器具並びに自吸式ポンプその他の浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出しに適する器具

- ロ 温度計，透視度計，水素イオン濃度指数測定器具，汚泥沈殿試験器具その他の浄化槽内に生じた汚泥，スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に適する器具
 - ハ パイプ及びスロット掃除器具並びにろ床洗浄器具その他の浄化槽内に生じた汚泥，スカム等の引出し後の槽内の汚泥等の調整に伴う単位装置及び附属機器類の洗浄，掃除等に適する器具
- 2 浄化槽の清掃に関する専門的知識，技能及び2年以上実務に従事した経験を有していること。

※1 上記基準を満たす者は，2年以上の実務経験を有する者で，且つ以下の資格所有者又は講習会修了者であること。

- ① 浄化槽管理士（国家資格合格者）
- ② 公益財団法人日本環境整備教育センターが主催する浄化槽管理士講習会修了者
- ③ 公益財団法人日本環境整備教育センターが主催する浄化槽技術管理者講習会修了者
- ④ 公益財団法人日本環境整備教育センター及び旧社団法人日本環境整備教育センター（旧社団法人日本浄化槽教育センターを含む。）が実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会（Bコース）修了者
- ⑤ 旧社団法人日本浄化槽教育センターが実施した浄化槽管理技術者資格認定講習会修了者
- ⑥ 公益財団法人日本環境整備教育センターが主催する浄化槽清掃技術者講習会修了者

※2 申請に際して，上記①から⑤の者に係る資格免状又は修了証書の写しの提出により許可申請を行う場合には，追加提出書類として，2年以上実務に従事した経験を有することを証する書類の提出を求める。

※3 ⑥に係る講習会の受講資格には2年以上の実務経験を要するため，⑥の者に係る修了証書の写しの提出により許可申請を行う場合には，※2における「2年以上実務に従事した経験を有することを証する書類」の提出は求めない。

【標準処理期間】

本審査基準における行政手続法第6条の規定による標準処理期間は60日とする。